

新型コロナウイルス感染症に罹患された場合の入院給付金の特別取扱について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

朝日生命保険相互会社（社長：木村博紀、以下「当社」）は、新型コロナウイルス感染症に罹患された場合の入院給付金について、以下の取り扱い変更を実施いたします。

当社では、新型コロナウイルス感染症に罹患された場合は、医療機関で入院治療を受けられた場合に加えて、入院治療が必要にもかかわらず、医療機関の事情等によりただちに入院できない等の事態を踏まえ、医師・保健所等の公的機関の指示により臨時施設（ホテル等の滞在型施設）あるいは自宅等にて、医師等の管理下で治療を受けられた場合（以下、「みなし入院」）についても、入院給付金のお支払い対象としております。

今般、政府において、新型コロナウイルス感染症にかかる医師の届け出（発生届）の範囲を、2022年9月26日より全国一律で、重症化リスクの高い方々に限定することが決定されました。この決定により、発生届の対象外となる方については、常に医師等の管理下で治療に専念している状態にはないこととなり、新型コロナウイルス感染症に罹患したことのみをもって入院治療が必要だと判断できなくなります。

これらを踏まえ、「みなし入院」でのお支払いについて、以下の通り、2022年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方については、重症化リスクの高い方々のみを対象とする取扱いに変更いたします。

なお、ご請求は、療養期間が終了し、体調が十分に回復されてからお手続きいただければと存じます（約款上、ご請求可能な期間は、給付事由発生から3年間と時間的余裕を持ってございますので、ご安心ください）。

臨時施設（ホテル等の滞在型施設）あるいは自宅等にて治療を受けた場合のお支払い対象

現在 （診断日が2022年9月25日以前の場合）	変更後 （診断日が2022年9月26日以降の場合）
医師・保健所等の公的機関の指示により臨時施設（ホテル等の滞在型施設）あるいは自宅等にて治療を受けられた方 （年齢や重症化リスク等の条件なし）	医師・保健所等の公的機関の指示により臨時施設（ホテル等の滞在型施設）あるいは自宅等にて治療を受けられた方のうち、以下に該当する方 ①65歳以上の方 ②妊娠している方 ③入院を要する方 ④重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬または酸素投与が必要と医師が判断する方

※上記の取扱変更は、ご契約日にかかわらず、すべてのご契約に対し一律適用となります。